

公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会
入会登録基準細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会入会登録規程第3条に基づき、公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会（以下「本協議会」という。）への入会登録基準に関することについて定める。

第2条（基本基準）

正会員及び準会員の入会登録を可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、別表1のとおりとする。

第3条（基本基準の適用範囲）

正会員及び準会員の入会登録基準の適用範囲（以下「運用ルール」という。）は、別紙1のとおりとする。

第4条（改定）

- ・本細則は、本協議会役員会の議決により変更することができる。

附則

- 1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 本細則は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 1

基本基準		正会員が必ず満たすべき 運用ルール	準会員が満たすべき 運用ルール
分類	個別基準		
(1)活動実態 に関する 基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	①定期的なスポーツ活動を2種目以上実施している。※1	①定期的なスポーツ活動を2種目以上実施している。※1
	②多世代(複数世代)を対象としている。	①次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A) 未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生(～18歳) E) ～29歳 F) ～39歳 G) ～49歳 H) ～59歳 I) ～69歳 J) 70歳～	①次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A) 未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生(～18歳) E) ～29歳 F) ～39歳 G) ～49歳 H) ～59歳 I) ～69歳 J) 70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	①クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3 ②定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3	①クラブ役員、クラブマネジャー又は事務局員のうち少なくとも1名は日本スポーツ協会クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格若しくはこれらに準ずる資格を有している。※4
	④安全管理体制を整備している。	①緊急連絡体制を整備している。※5	①緊急連絡体制を整備している※5

(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	①規約等・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町の住民である(又は当該市町の住民と当該市町に隣接する市町の住民を合算すると過半数である)。 ②非営利組織である。※6	①規約等・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町の住民である(又は当該市町の住民と当該市町に近隣の市町の住民を合算すると過半数である)。 ②非営利組織である。※6
	⑥連絡体制	①会員又は加入希望者が総合型クラブと連絡が取れる体制を確保し、その連絡先が公開されていること。※7	①会員又は加入希望者が総合型クラブと連絡が取れる情報が会員に公開されており、本協議会加入時にその連絡先情報を提供すること。※7
(3) ガバナンスに関する基準	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	①事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。	①事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。
	⑧規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	①規約等の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。※8	

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※4：2027(令和9)年登録までは猶予期間として、本基準が満たされていないことを理由に登録を不可とすることはしない。

※5：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外とする。

※7：連絡先とは、事務局電話番号、電子メールアドレス、携帯電話番号等を指す。

※8：規約・会則・定款等を指す。